

障害年金の受給権者の皆様へ

眼の障害認定基準の一部改正について（お知らせ）

令和4年1月1日より、障害年金の眼の障害認定基準（視力・視野）が一部改正されることとなりました。改正の内容については、同封のリーフレット『令和4年1月1日から「眼の障害」の認定基準を一部改正します』をご確認ください。

この改正に伴い、眼の障害で2級または3級の障害年金を受給されている方は、障害等級が上がり、障害年金額が増額となる可能性があります。障害年金額を増額するためには、額改定請求の手続きが必要となりますので、同封のチラシ『「眼の障害」の認定基準の改正による額改定請求のご案内』をご参照ください。

ご不明な点などがありましたら、お近くの年金事務所や年金相談センターにお問い合わせください。

※ このお知らせは、眼の障害で障害年金の受給権がある方に幅広くお送りしており、ご自身の障害の程度によっては、障害等級に変更がない場合があります。

日本年金機構

| | |
|---|-----------------------|
| 一般的なお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ | |
|  | 0570 -05 -1165 |
| ● 050から始まる電話でおかけになる場合は (東京) 03-6700-1165 | |
| <受付時間> | |
| 月曜日 | 午前 8 : 30 ~ 午後 7 : 00 |
| 火～金曜日 | 午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15 |
| 第2土曜日 | 午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 00 |
| ※ 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日は午後7時まで。 | |
| ※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。 | |